

全 員 協 議 会 記 録

令和5年2月24日(金)

13時49分～15時45分

議 場

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、足立議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、都市建設部長、教育部長、消防長、上下水道部長、三隅支所長

〔事務局〕 局長、大下書記

議 題

- 1 補正予算について
- 2 令和5年度当初予算について
 - (1) 一般会計 **【資料に基づき説明】**
 - (2) 特別会計 **【資料に基づき説明】**
 - (3) 水道事業・工業用水道・公共下水道事業会計 **【資料に基づき説明】**
- 3 執行部報告事項
 - (1) 防災無線高城山中継局の修繕について (総務部・三隅支所)
 - (2) その他
- 4 行政視察レポートについて(議会改革推進特別委員会)
- 5 陳情付託先について
- 6 議会運営における留意事項について(委員会の所管事務調査等)
- 7 その他
 - (1) 自由討議について
 - (2) 令和5年3月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
 - (3) その他

【詳細は会議録のとおり】

【会議録】

[13時 49分 開議]

笹田議長 | ただいまから令和5年2月24日の全員協議会を始める。早速議題に入る。

1 補正予算について

笹田議長 | 執行部から補足説明があるか。
(「なし」という声あり)

2 令和5年度当初予算について

笹田議長 | 執行部から補足説明及び新年度の予算要求と重点事項に関する考え方についての説明をお願いします。

(1) 一般会計

笹田議長 | 総務部、地域政策部、健康福祉部、市民生活部、産業経済部、都市建設部、消防部、教育委員会の順で説明をお願いします。
(以下、資料をもとに説明)

(2) 特別会計

笹田議長 | 最初に国民健康保険について。
(「なし」という声あり)
次に駐車場事業について。
(「なし」という声あり)
次に農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び生活排水処理事業について。
上下水道部長 | (以下、資料をもとに説明)
笹田議長 | 次に後期高齢者医療について。
(「なし」という声あり)

(3) 水道事業・工業用水道・公共下水道事業会計

笹田議長 | 上下水道部長。
上下水道部長 | (以下、資料をもとに説明)
笹田議長 | 以上で議題2を終わる。この際暫時休憩する。

[14時 50分 休憩]

[15時 00分 再開]

3 執行部報告事項

(1) 防災無線高城山中継局の修繕について

笹田議長 | 休憩前に引き続き会議を再開する。総務部長。
総務部長 | (以下、資料をもとに説明)
笹田議長 | ただいまの報告について質疑等はないか。

- 川上議員 資料を見ると工程的に約1か月となっている。保安林の構築物を立てるときには事前通告はされているか。事前通告がなされていれば、それ以降の工程が短くなる。いかがか。
- 三隅支所長 保安林の手続きについては市で現在行っている。入札が終わるまでには許可が下りるよう手続きしている。
- 川上議員 写真を見る限り、保安林の中の伐採という整備が非常に短絡的にできると思う。するとここに記載された工程までは考えているように考えるがその点はどうか。
- 三隅支所長 モノレールの設置場所と伐採については、モノレールの業務委託、工事発注の中に含め、それを含めての工程として今回組ませてもらっている。
- 川上議員 私が言っているのは、この写真を見る限り伐採にはさほどかからない。なぜなら、多分これは電線の下か何かの伐採はある程度できている段階だと思うからこんなにもかからないと思う。それを考えると工程的にもっと短くなるのではとだけ聞きたかった。
- 三隅支所長 言われるように電線が通っている下にはなるが、小さい枝等が出ていたので一応伐採期間は確保している。入札によって業者が決まったところで、現地等を実際確認いただいて作業が効率的に終わるよう進めていきたい。
- 三浦議員 臨時会議のときの説明の中に、こういった事業なのでできるだけ早くという説明があったかと思う。附帯決議もつけて議決したが、今回の改めての説明によって1か月ほど工期が延びるとあった。これはどのように整理されて、入札を選ばれたのか。
- 三隅支所長 臨時会議を開催していただき、提案している。これについてはできるだけ短時間でということで、それは今も変わっていない。やはり防災無線機器に大きな負担がかかっているため一刻も早く。無停電のところにも蓄電されているかわからない状況なので、できる限り急いで修繕をかけたい。ただし前回の臨時会議でのご指摘を受けて改めて検討した結果、費用的にも安くなる可能性、あるいは地元業者の利用ができるというところで、検討結果がそのようになったので、そこについては入札をさせていただき、できるだけ早く着手し、修繕が終わるよう努めたい。
- 三浦議員 現状からもとに戻す期間としては、1か月くらいならそれほど影響がないだろうということか。実際には大丈夫なのか。
- 三隅支所長 業者からは1か月は大丈夫だという回答はいただいてないが、ただし出水期までには間に合うだろうと。このスケジュールも最長でこれくらいかかると考えているので、極力早く終わるよう進めたい。
- 佐々木議員 補修に急ぐこともあって、それまでの過程がなかなか慎重にいきにくかったという経緯説明があった。話の中で、当初約890万円の予算が300万円くらいは安くなるかもしれないということだったのだが、今のところはそういう見通しなのか。
- 総務部長 当初、一括して発注する中に、大きく分けると、調達して据えつけて調整する仕事と、モノレールを使って持って上がる仕事と、二つあ

った。それぞれについて経費をかけるのだが、見積ってもらったときにそれが直営なのか下請けなのかはわからない。モノレールも単独発注ということなら元請けの経費がかからない。したがって、モノレールの部分がかかり安くできるだろう、200万円弱くらい安くできるだろう。それに対する経費が3割の30%をかけるので、その部分がなくなるので、したがって300万円くらい安くなるだろう。

佐々木議員

時間があって、より慎重に精査できる事業なら、300万円も元々の予算で出たかもしれない。3分の1も安くなるような事業なので、いかに急ぐとはいえ、今後の事業精査、計画について、こういうこともあり得るのを視野に入れながら進めてほしい。

大谷議員

臨時会議の際に発言した立場だが、附帯決議に基づいて対応いただいた点はよかったと思う。説明の中で、出水期までには間に合うような対応が可能という話だったと思うので、問題になった経費等についても削減できる方向が見えた。出水期が迫るのでこのような形で対応いただいてよいのではないかと私は判断している。

笹田議長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) その他

笹田議長

その他で執行部から報告事項はあるか。

(「なし」という声あり)

議員から執行部に確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

4 行政視察レポートについて（議会改革推進特別委員会）

笹田議長

先般、議会改革推進特別委員会が松江市、津山市及び美咲町において行政視察を実施した。議会では視察先で得た先進的な取組や知見等については行政視察レポートとしてまとめ、視察に行っていない議員をはじめ、執行部と内容を共有し必要に応じて政策に反映していくこととしている。執行部の皆におかれても少しお時間をいただき聴講をお願いする。議会改革推進特別委員会、西田副委員長お願いする。

西田議員

(以下、資料をもとに説明)

笹田議長

ただいま報告があった。これについて質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席して構わない。

《 執行部退席 》

5 陳情付託先について

笹田議長

今定例会議で取り扱う陳情を2月10日金曜日13時に締め切ったところ、6件の提出があった。配布している陳情付託先のとおり、総務文教委員会に4件、産業建設委員会に2件、それぞれ審査を付託するのでよろし

くお願いする。

6 議会運営における留意事項について（委員会の所管事務調査等）

笹田議長

1ページ目、委員会の所管事務調査について。地方自治法と浜田市議会基本条例と浜田市議会委員会条例をもとに説明させていただく。

所管事務調査とは書かれているとおり予算案や条例案など議案を審査するものとは別に、常任委員会及び議会運営委員会が所管する事項について調査を行うものとされている。

地方自治法の(2)、「常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い」とある。所管事務調査権については常任委員会及び議会運営委員会が有する権限であり、特別委員会にはないとされている。浜田市議会基本条例では、委員会活動の3として、委員会代表質問ができることも明記されている。先ほど西田副委員長がレポートを発表されたが、行政視察レポートも委員会としてやるようになっている。

浜田市議会委員会条例第34条で、「所管事務を調査するときは事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない」となっているが、第39条では「調査が終わったときは報告書をつくり、委員長から議長に提出しなければならない」となっている。

2ページ目。浜田市議会の現状ではこのような形になっている。この後委員会が開かれるが、委員から所管事務調査事項を提案し、それに対して執行部は説明と質疑にとどまっているのが課題だと考えている。

少し小さい枠で囲った「所管事務調査のあり方」の部分を見てほしい。委員会所管事務調査とは、所管の事務調査も含めて、行政視察もそうだし、現地視察もそうだし、関係機関との意見交換会も所管事務調査の一環となっている。ここから代表質問を行い、政策提言につなげていくのか、討論会や議員の自由討議で提案していくのか、そういった形で進めていくのが本当のあり方だと書かれている。

あくまでも今回は新しいことを説明しているのではなく、現状のルールのもと、こういった形で進めるべきだということを皆にお伝えしている。

3ページ。今日説明したのは右の赤い括弧、「委員会の活動」についてである。これは以前から浜田市議会ホームページに掲載されているものである。その委員会活動の部分を改めて皆に説明している。

4ページ。議員の調査権について。調査権の法的根拠について少し調べてもらった。議会の調査権、もちろん執行機関に対するチェック機能を果たすために地方自治法において当該自治体の事務に関する調査権が認められている。ただ、この調査権を発動するには、100条委員会、これを行うには議会の議決が必要となる。委員会ではその所管部門に属する当該自治体の事務に関する調査権が認められているということで、先ほど所管事務調査について説明した。

最後、議員の調査権については、地方自治法においては議会及び委員会についての調査権を規定されているが、議員個人の調査権につい

ては何ら規定されていない。議員の調査権には法的根拠はないということになるので、執行機関からの回答は任意であることを認識しておくことが必要ではないかと言われている。

今後、執行機関への資料提供を依頼する場合は、内容を明確にし、提出は任意であることを踏まえて依頼していただきたい。新たに資料作成が生じる場合は、提出期限にゆとりを持たせるなど執行機関に過度な負担が生じないように配慮することも必要である。

ただ、いろいろ調査するに当たり、政務活動費を使って個人で調査するのは問題ない。その辺はご理解いただきたい。

たまに委員会委員として個別に資料請求されることもあると思うが、それは委員会で諮って、委員会としての請求であることを確認するよううたっているもので、そのように活動してほしい。

短い時間での説明だったが、今の説明で何かあるか。

岡本議員

委員会としての資料請求であり個人ではないのだと言われたが、では個人はどうするのか。個人で求めていくことに執行部は答える必要はないという説明もあった。すると議員活動として、個人一般質問もそうだが、皆自分の活動を通して、執行部の各種資料をもらう中で個人一般質問に地域課題を出していくわけで、議会でまとめなければいけないということで固めてしまうと、個人の調査、自分の一般質問に使おうと思うところがうまくいかないと思うのだが、どう解釈したらよいのか。

笹田議長

個人で執行部に行きいろいろ資料請求されることもあると思うが、そういったところに法的根拠はないということの説明である。議員の立場もあるので、執行部はしっかり資料も用意して対応してくれていると思うが、そういったことは強制的に行えるものではないということをお伝えただけである。今までどおり個人一般質問をしてもらって構わないが、理解した上で今後の議員活動につなげてほしいという思いで説明した。

岡本議員

私が1期目のとき、担当課へ行っていろいろな形で聞かせてもらったり資料請求した。2期目のときにいろいろな議員の突拍子もない行動があり、議員が執行部へ行くのは自粛しようという動きがあった。したがって3期目以降もそうだが、なかなか担当課へ行っていろいろな話ができないので、委員会内で要求してきた。そういう形があることだけは議長にも認識してほしい。議員が情報収集しづらい状況があるので、そういう手段も使っていることは把握しておいてほしい。

笹田議長

もちろん理解している。例えば市民から今やっている事業一覧などの資料を請求されれば渡すことがある。それはもともとある資料であって改めて作成するわけではないので問題ないが、新たに執行部が働いて資料作成するといったことは盛り込んでないということをお伝えしているだけである。

岡本議員が言われるように、確かに調査しにくくなっている部分もあると思うが、できればこういう形で今後進めていただけたらと思う。

芦谷議員

説明はわかったが急な話なので理解が不十分なのだが、ぜひ議長におかれてはこのことについて各常任委員会での議論や議会運営委員会で議論していただき、微に入り細に入った確認や周知徹底を図ってほしい。

笹田議長

皆に説明した後に各常任委員会の正副委員長と議会運営委員会の正副委員長と、このことについては協議したい気持ちがある。時間は未定だが協議していきたい。

ただ、先ほど説明したようにこれは新たなことではなく今まで決まっていたところを改めて説明したものである。これをもし変えようと思えば条例改正などをして変えることは可能である。これが全てではないことを理解してほしい。今はこういう状況で議会運営、委員会運営、議員活動をやっているということを説明した。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

7 その他

(1) 自由討議について

笹田議長

何かあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 令和5年3月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について

笹田議長

事務局長、お願いします。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

笹田議長

ただいまの件について確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(3) その他

笹田議長

最後に議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これで全員協議会を終了する。

[15時 45分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 笹田 卓